

イスラ ムにおける罪と (4/5) : 同害 と任意

4.0

明:

社会の犯罪に し、イスラ ムが定めた 定の について 明します。第四部：第二番目の の形式である同害 と任意 、それらの 象となる犯罪の 、またその背 に された英知について。

目: [事イスラ ム的システム法と](#)

より: アブドッラフマ ン アル=ムアラ 博士 集部

日 22 Nov 2010

集日 22 Nov 2010

2. 同害



これはイスラ ム法における第二番目の の です。ここでは、犯罪者が被害者に加えた 害と同じものを受けることとなります。犯罪者が被害者を 害したのであれば、彼は 刑されます。もし彼が被害者の身体の一部を切り落としたか させたのであれば、犯罪者を死に至らしめる恐れがない限り、彼自身の身体の一部も切り落とされるか、あるいは させられます。そして 医がこの 定を下すこととなります。

同害 に する重要な

」という姿が用されるのです。さらに、公道上における盗の合にみられるように、定刑の一部は悔悟によって撤回されるものもあります。これは、同害刑における恩赦の件、そして恩赦が推先されているという事からもとることが出来ます。

これら二つの要素がお互いを足し合うのは、それらが犯罪を思いとどまらせ、社会を保し、被疑者の利は推と告のみが刑行の根とされないよう保され、彼らには大いなる公正さと、刑の免除が可能な限りされることから明となっています。大半の人々は刑の重さから犯罪を避けますが、それらの犯罪の刑行をるのも稀なことなのです。このようにして、社会一般の安全と人が同等に体化しているのです。

3. 任意の

神あるいは人の利を侵害するこれらのはイスラム法によって定されておらず、特定のやいもありません。

任意のは最もいをかばするです。なぜなら定刑に当する犯罪はごくかなものであり、その他のすべての犯罪はこのに当てはまるからです。

そしてこれらは社会のニズや情の化を考に入れるため、最も柔なタイプのです。って、これらは社会一般にとって最も有益なことをする柔性を有し、犯罪者を更生させ、彼らの与える害を低させるのです。

イスラム法はなるの任意を有し、それらには告叱、鞭打ち、金、投などが含まれます。これらの任意の法令は、イスラム法のみにおける法的威、そして犯罪から守られるべきである社会の利と自由を守られるべき人とのバランスを保つ、イスラムの普遍的目的の判断に委ねられるのです。

この事のウェブアドレス:

<https://www.islamreligion.com/jp/articles/250>

著作 2006-2015 断 を禁じます。 2006 - 2023 IslamReligion.com. 断 を禁じます。